

26高建管第729号
平成26年10月22日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

副知事

高知県談合情報等対応マニュアルの一部改正について（通知）

高知県談合情報等対応マニュアル（平成24年3月29日付け23高建管第1164号副知事通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので通知します。

改正の概要は下記のとおりです。

記

1 改正趣旨

高知県入札・契約監視委員会設置要綱（平成13年7月17日施行）の改正及び高知県談合情報等審査会設置要綱（平成24年4月27日施行）の廃止に基づき、平成26年11月1日に、高知県談合情報等審査会は高知県入札・契約監視委員会に統合されることとなります。

これに伴い、高知県談合情報等審査会の所掌事務であった談合情報及び談合疑義事実に係る信憑性及びとるべき措置に関すること及び高知県談合情報等対応マニュアルの改正の必要性等に関すること等に関し意見を求められたときは、当該事項の審査を行い、知事に対して、意見の具申又は勧告を行う事務は、高知県入札・契約監視委員会の所掌事務へと移管されることとなります。

本改正は、上記の組織の改編に併せて、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

高知県談合情報等対応マニュアル第3条及び第7条中の「談合情報等審査会」との表記を「入札・契約監視委員会」に改めました。

3 施行日

この改正は、平成26年11月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用することとします。

高知県談合情報等対応マニュアル

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 談合情報への対応（第4条～第9条）
- 第3章 談合疑義事実への対応（第10条・第11条）
- 第4章 雜則（第12条・第13条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 このマニュアルは、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）の入札に係る公正な競争を阻害するおそれのある行為に関する情報（以下「談合情報」という。）の提供を受けた場合の対応及び談合情報の有無に関わらず談合があると疑われる事実（以下「談合疑義事実」という。）を把握した場合の対応を定めるものとする。

（談合情報等調査委員会）

- 第2条 談合情報及び談合疑義事実（以下「談合情報等」という。）の信憑性及び措置について調査及び審議を行うため、各発注部局に談合情報等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会の事務を処理するため、当該談合情報等に係る建設工事及び委託業務（以下「建設工事等」という。）の各発注部局に総括事務局を、事業実施機関に所属事務局を置く。
 - 3 調査委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって組織する。
 - 4 調査委員会の委員長は部局の長とし、副委員長は部局の長の直近下位の職にある者とする。
 - 5 調査委員会の委員は、副委員長以外の副部長等、総括事務局のある所属の長、当該談合情報等に係る建設工事等の事業主管課の長及び事業実施機関の長並びに土木部の総括事務局のある所属の長等とする。
 - 6 調査委員会は、委員長が招集する。委員長に事故があるときは副委員長が招集する。
 - 7 総括事務局は、部局の談合情報等の全般について、調査委員会と所属事務局との連絡、調整等を行う。この場合、対応は速やかに行うものとする。
 - 8 建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）第1ただし書きの規定に基づき、低入札価格調査制度審査会の処理を土木部に委任した建設工事等については、土木部の調査委員会が談合情報等の信憑性及び措置について調査及び審議を行うものとし、土木部の総括事務局が調査委員会の事務を処理するものとする。
 - 9 前項の場合においては、調査委員会の委員は、土木部の副委員長以外の副部長等及び総括事務局のある所属の長並びに当該談合情報等に係る建設工事等の委任元の部局の副部長等、事業主管課の長及び事業実施機関の長等とする。

（入札・契約監視委員会への意見聴取）

第3条 調査委員会は、第7条（第11条において準用する場合を含む。）の規定により入札の執行の延期若しくは取りやめ、入札参加者（一般競争入札においては入札参加資格

確認申請書を提出した者、指名競争入札においては指名通知を受けた者をいう。以下同じ。) を入札に参加させない措置、入札参加者の失格、落札決定の取消又は契約（仮契約を含む。以下同じ。) の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議し、これらの措置を決定しようとする場合は、あらかじめ高知県入札・契約監視委員会（以下「入札・契約監視委員会」という。）に談合情報等に係る信憑性及びとるべき措置に関して意見を聞くものとする。

- 2 調査委員会は、このマニュアルの運用状況について定期的に入札・契約監視委員会に報告し、マニュアルの改正の必要性等に関して意見を聞くものとする。
- 3 調査委員会は、前2項に規定する場合のほか必要があるときは、入札・契約監視委員会の意見を聞くものとする。

第2章 談合情報への対応

(談合情報の把握)

第4条 談合情報を受けた職員は、可能な限り次の各号に掲げる事項の把握に努めるものとする。この場合において、情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

- (1) 情報提供者の氏名及び職業
 - (2) 情報提供者の連絡先
 - (3) 対象となる建設工事等の名称
 - (4) 対象となる建設工事の施工場所等
 - (5) 落札予定業者名
 - (6) 入札参加業者名
 - (7) 落札予定金額又は入札予定金額に関する合意事項
 - (8) 談合に関与した業者名及び人物名
 - (9) 談合が行われた日時及び場所並びに具体的な談合の方法
 - (10) 客観的な物的証拠（詳細なメモ、録音テープ、写真、ファックス送信表等をいう。以下同じ。) の有無
- (11) 前各号に掲げるもののほか、談合に参加した当事者以外には知り得ない情報
 - (12) 情報提供者が談合に参加した者ではない場合、情報を取得した経緯、情報の入手先（氏名、連絡先及び情報提供者との関係）及び情報入手の手段（電話、口頭等）
- 2 談合情報を受けた職員は、客観的な物的証拠がある場合においては、可能な限りその提出を要請するものとする。
 - 3 談合情報を受けた職員は、直ちに当該情報があつた旨を所属事務局又は総括事務局へ報告するものとする。新聞等の報道により談合情報に接したときも同様とする。
 - 4 前項の規定により談合情報の報告を受けた所属事務局又は総括事務局は、情報提供者等から詳細かつ正確な情報収集を行い、別記第1号様式による談合情報報告書にまとめたうえ、直ちに調査委員会及び土木部の総括事務局に提出するものとする。

(調査委員会による審議等)

第5条 調査委員会は、前条第4項の規定による談合情報報告書の提出を受けた場合は、開札後に提供があつた談合情報であつて談合の事実を掌握していない者でも知り得るもの等明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除くすべての談合情報について、公正取引委員会及び高知県警察本部（以下「警察本部」という。）に通報することを決定するものとする。

- 2 調査委員会は、前項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報の後、当該談合情報に係る客観的な物的証拠、過去の落札状況、経緯等を踏まえて総合的に判断し、次の各号に掲げる対応を行うかどうかを審議するものとする。

- (1) 入札の執行を延期すること。
 - (2) 開札した結果により落札決定を保留することを条件に当該入札を執行すること。
 - (3) 事情聴取等の調査を行うこと。
- 3 調査委員会は、情報提供者と現に接觸していない場合において、談合情報の信憑性を確認するために情報提供者への接觸が必要と認めるときは、特段の支障が見込まれるときを除き、その旨決定するものとする。
- 4 調査委員会は、第2項の規定による審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認める場合は、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。事情聴取の項目については、次条第1項第2号アに規定する見積根拠資料の提出を受けた場合は、必ず積算の考え方に関する質問を含めるとともに、その審査の結果を反映したものとなるよう留意するものとする。
- 5 調査委員会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。
- 6 調査委員会は、第2項の規定による審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認める場合は、その旨を決定するものとする。

(事情聴取)

第6条 所属事務局（請負対象金額が1億円以上の建設工事又は委託対象金額が2千万円以上の委託業務の場合は総括事務局とする。）は、前条第4項の規定により調査委員会が事情聴取を要すると決定した場合においては、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 入札執行前に事情聴取を行うこととした場合

辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。）に対し速やかに事情聴取を行うとともに、別記第2号様式による事情聴取書及び別記第3号様式による事情聴取総括表を作成し、調査委員会に提出すること。
 - (2) 入札執行後に事情聴取を行うこととした場合
 - ア 事情聴取の前に、入札参加者全員から見積根拠資料（入札金額に係る見積の根拠を示す資料をいう。工事費内訳書提出対象の建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札において、既に提出を受けている工事費内訳書に見積の根拠が示されている場合は、これに代えることができるものとする。以下同じ。）を提出させること。
 - イ 見積根拠資料の審査の後、辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。）に対し速やかに事情聴取を行い、別記第2号様式による事情聴取書及び別記第3号様式による事情聴取総括表を作成するとともに、入札記録の写し等の関係書類を添えて調査委員会に提出すること。
- 2 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。
- 3 辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとし、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めるものとする。
- 4 事情聴取は、開札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮し、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり実施するものとする。
- (1) 入札執行前に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
開札日の前又は開札日時の繰り下げを行ったうえで実施すること。
 - (2) 入札執行から落札決定までの間に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
落札決定を保留したうえで実施すること。

- (3) 落札決定から契約締結までの間に談合情報を把握し、早急に事情聴取を実施すべきと判断した場合
　　契約締結を保留したうえで実施すること。
- (4) 契約締結後に談合情報を把握した場合
　　速やかに実施すること。
- 5 事情聴取は、前条第4項の規定により調査委員会が事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察本部へ通報した後に実施するものとする。

(調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いに係る調査委員会の審議等)

- 第7条 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第7条第3号又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第7条第2号に該当することにより、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとることを決定するものとする。
- 2 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。以下この条において同じ。）から別記第4号様式による誓約書を提出させた後、入札を執行することを決定するものとする。
- 3 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得第10条第1項第7号又は建設工事競争入札心得第10条第1項第9号に該当することにより、当該談合に関する入札参加者を失格とすることを決定するものとする。既に落札決定をしている場合は、当該落札決定を取り消すことを決定するものとする。
- 4 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させた後、落札者と契約を締結することを決定するものとする。
- 5 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を決定するものとする。
- 6 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させることを決定するものとする。
- 7 総括事務局は、別記第5号様式により、調査委員会における審議の内容に係る記録を作成するものとする。

(公正取引委員会及び警察本部への通報等)

- 第8条 調査委員会は、第5条第1項の規定により公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定した談合情報については、同条第4項の規定により事情聴取等の調査を要すると決定したときのほか、追加の談合情報があったとき、前条第1項から第6項までの規定により入札手続等の取扱いに係る結論を得たとき等、手続の各段階において速やかに公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定するものとする。

2 総括事務局は、第5条第1項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報については、別記第6号様式により行うものとし、前項に規定する手続の各段階における通報については、別記第7号様式に次の各号に掲げる書類のうち新たに必要なものを添えて行うものとする。

- (1) 談合情報報告書（別記第1号様式）
- (2) 事情聴取書（別記第2号様式）
- (3) 事情聴取総括表（別記第3号様式）
- (4) 誓約書（別記第4号様式）
- (5) 談合情報等調査委員会議事概要（別記第5号様式）
- (6) その他入札記録の写し等の関係書類

3 通報に係る情報について公正取引委員会又は警察本部から協力要請があったときは、総括事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。

4 総括事務局は、公正取引委員会又は警察本部からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

（指名停止等）

第9条 第6条第1項第2号アの規定による見積根拠資料の提出又は同条の規定による事情聴取に正当な理由なく応じない場合においては、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号。以下「指名停止措置要綱」という。）の定めるところにより指名停止とする。

2 第7条第2項、第4項又は第6項の規定により別記第4号様式による誓約書を提出したにもかかわらず、その後、当該案件について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし、指名停止措置要綱の定めるところにより指名停止期間を加重して措置するものとする。

第3章 談合疑義事実への対応

（談合疑義事実）

第10条 所属事務局又は総括事務局は、次の各号に掲げる場合に該当する談合疑義事実を自ら把握したときは、別記第1号様式の2による談合疑義事実報告書にまとめたうえ、直ちに調査委員会及び土木部の総括事務局に提出するものとする。

- (1) 落札結果に何らかの規則性が見られる場合
 - (2) 入札に何らかの不自然さが見られる場合
 - (3) 提出された施工計画、技術提案等に不自然さが見られる場合
- 2 調査委員会は、前項の規定による談合疑義事実報告書の提出を受けた場合は、明らかに談合の疑いがないと判断できるものを除くすべての談合疑義事実について、公正取引委員会及び警察本部に通報することを決定するものとする。
- 3 調査委員会は、前項の規定による公正取引委員会及び警察本部への通報の後、事情聴取等の調査の要否等について審議するものとする。この場合において、当該談合疑義事実にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。

（準用）

第11条 前条の規定によるもののほか、談合疑義事実を把握した場合の対応については、第5条第4項から第6項まで及び第6条から第9条までの規定を準用するものとする。

第4章 雜則

(談合情報等への対応状況の報告)

第12条 各発注部局の総括事務局は、談合情報等への対応状況について、隨時土木部の総括事務局に報告するものとする。

(その他)

第13条 このマニュアルに定めのない事項については、土木部の調査委員会で審議のうえ、運用するものとする。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成25年4月1日から施行する。ただし、工事費内訳書に係る部分は、平成25年5月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成26年11月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

別記第1号様式

談合情報報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
対象工事（業務）名等	工事（業務）名 工事（業務）番号 工事（業務履行）場所
発注機関名	
入札（予定）日時	平成 年 月 日 () 時 分
情報提供者	氏名等 連絡先 住所 TEL その他
情報受信者 所属・職・氏名	
情報提供の手段	電話 書面 面接 報道 その他 ()
情報の内容	
その他	
問い合わせ先	TEL

(注) 1 情報の内容の聴取に当たっては、可能な限り次に掲げる事項について確認すること（落札予定業者名、落札予定金額等、談合に参加した業者名、談合が行われた日時、場所及び方法、談合の内容、情報を取得した経緯等）。

- 2 当該建設工事（委託業務）等に関する関係書類の写しを添付すること。
- 3 情報が書面の場合は、写しを添付すること。

第1号様式の2

談合疑義事実報告書

平成 年 月 日

事実を把握した日時	平成 年 月 日 () 時 分
対象工事（業務）名等	工事（業務）名 工事（業務）番号 工事（業務履行）場所
発注機関名	
入札（予定）日時	平成 年 月 日 () 時 分
談合があると疑われる事実を把握した職員	所属 職・氏名
談合があると疑われる事実	
談合があると疑われると判断した根拠	
問い合わせ先	所属・職・氏名・TEL

(注) 当該建設工事（委託業務）等に関する関係書類の写し等、参考資料を添付すること。

第2号様式

事 情 聽 取 書

1 工事（業務）名	2 業者名
3 事情聴取を受けた者の職・氏名	4 事情聴取を行った者の職・氏名
5 日時	6 場所
質問及び回答	

第3号様式

事 情 聽 取 總 括 表

注1：質問欄は、事情聴取書の質問欄と一致させること。

注2：業者名欄には、事情聴取を行ったすべての業者名を記載すること。各回答欄は適宜簡潔に記載すること。

第4号様式

誓 約 書

平成 年 月 日

高知県知事 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

下記工事（委託業務）の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反する行為を行っていないことを誓約します。

あわせて、入札において談合等の不正な事実が発覚した場合は、入札を失格とされても異議はありません。

また、落札後、当該工事（委託業務）に関する談合等の不正な事実が発覚した場合は、契約を解除されても異議はありません。

なお、この誓約書の写しを公正取引委員会及び高知県警察本部に送付されても異議はありません。

記

1 工事（委託業務）名

2 工事（委託業務）番号

第5号様式

談合情報等調査委員会議事概要

対象工事（業務）名等	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事（業務）名 ・対象工事（業務）番号 ・発注機関 ・契約方式 ・入札（予定）日等
開催日時等	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (場所 :)
出席委員	
委員会の結論及び理由	
審議に用いた資料	別添のとおり

- ※ 議事概要は原則として開催の都度作成すること。
- ※ 持ち回りの場合は「開催日時等」欄に説明を終了した日時及び持ち回りである旨を記載すること。
- ※ 審議に用いた資料を添付すること。

第6号様式

番 号
年 月 日

様

高知県知事

談合情報等に関する資料の提供について

下記案件に係る談合情報等に関する資料を、別添のとおり提供します。

記

(対象工事(業務)名)

(対象工事(業務)番号)

(発注機関)

(別添)

- ・談合情報報告書(又は談合疑義事実報告書)(写)

※ 該当する資料を添付すること。

なお、開札後にあっては、入札書の写し又は入札調書の写しを添付すること。

第7号様式

番 号
年 月 日

様

高知県知事

談合情報等に関する資料の提供について

平成 年 月 日付で提供しました下記案件に係る談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加提供します。

記

(対象工事(業務)名)

(対象工事(業務)番号)

(発注機関)

(別添)

1. 談合情報報告書（又は談合疑義事実報告書）（写）
2. 事情聴取書（写）
3. 事情聴取総括表（写）
4. 誓約書（写）
5. 談合情報等調査委員会議事概要（写）
6. 入札書（写）
7. 入札調書（写）
8. 請負代金内訳書（写）
9. 入札手続等の取扱い
10. その他関連資料

※ 通報の時点で添付可能な資料を添付すること

高知県談合情報等対応マニュアル 新旧対照表

新	旧
第1条・第2条 略 <p>(入札・契約監視委員会への意見聴取)</p> <p>第3条 調査委員会は、第7条（第11条において準用する場合を含む。）の規定により入札の執行の延期若しくは取りやめ、入札参加者（一般競争入札においては入札参加資格確認申請書を提出した者、指名競争入札においては指名通知を受けた者をいう。以下同じ。）を入札に参加させない措置、入札参加者の失格、落札決定の取消又は契約（仮契約を含む。以下同じ。）の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議し、これらの措置を決定しようとする場合は、あらかじめ高知県<u>入札・契約監視委員会</u>（以下「<u>入札・契約監視委員会</u>」という。）に談合情報等に係る信憑性及びとるべき措置に関する意見を聞くものとする。</p> <p>2 調査委員会は、このマニュアルの運用状況について定期的に<u>入札・契約監視委員会</u>に報告し、マニュアルの改正の必要性等に関する意見を聞くものとする。</p> <p>3 調査委員会は、前2項に規定する場合のほか必要があるときは、<u>入札・契約監視委員会</u>の意見を聞くものとする。</p>	第1条・第2条 略 <p>(談合情報等審査会への意見聴取)</p> <p>第3条 調査委員会は、第7条（第11条において準用する場合を含む。）の規定により入札の執行の延期若しくは取りやめ、入札参加者（一般競争入札においては入札参加資格確認申請書を提出した者、指名競争入札においては指名通知を受けた者をいう。以下同じ。）を入札に参加させない措置、入札参加者の失格、落札決定の取消又は契約（仮契約を含む。以下同じ。）の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議し、これらの措置を決定しようとする場合は、あらかじめ高知県<u>談合情報等審査会</u>（以下「<u>談合情報等審査会</u>」という。）に談合情報等に係る信憑性及びとるべき措置に関する意見を聞くものとする。</p> <p>2 調査委員会は、このマニュアルの運用状況について定期的に<u>談合情報等審査会</u>に報告し、マニュアルの改正の必要性等に関する意見を聞くものとする。</p> <p>3 調査委員会は、前2項に規定する場合のほか必要があるときは、<u>談合情報等審査会</u>の意見を聞くものとする。</p>
第4条～第6条 略 <p>(調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いに係る調査委員会の審議等)</p> <p>第7条 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により<u>入札・契約監視委員会</u>の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第7条第3号又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第7条第2号に該当することにより、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとることを決定するものとする。</p> <p>2 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により<u>入札・契約監視委員会</u>の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。以下この条において同じ。）から別記第4号</p>	第4条～第6条 略 <p>(調査結果を踏まえた入札手続等の取扱いに係る調査委員会の審議等)</p> <p>第7条 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により<u>談合情報等審査会</u>の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第7条第3号又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第7条第2号に該当することにより、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札参加者を入札に参加させない措置をとることを決定するものとする。</p> <p>2 調査委員会は、入札執行前に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により<u>談合情報等審査会</u>の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員（共同企業体の場合は全構成員を対象とする。以下この条において同じ。）から別記第4号様式</p>

様式による誓約書を提出させた後、入札を執行することを決定するものとする。

- 3 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得第10条第1項第7号又は建設工事競争入札心得第10条第1項第9号に該当することにより、当該談合に關係する入札参加者を失格とすることを決定するものとする。既に落札決定をしている場合は、当該落札決定を取り消すことを決定するものとする。
- 4 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させた後、落札者と契約を締結することを決定するものとする。
- 5 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を決定するものとする。
- 6 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により入札・契約監視委員会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させることを決定するものとする。
- 7 略

第8条～第13条 略

附 則 略

附 則 略

附 則

このマニュアルは、平成26年11月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う指名競争入札から適用する。

以下略

による誓約書を提出させた後、入札を執行することを決定するものとする。

- 3 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、建設工事電子競争入札心得第10条第1項第7号又は建設工事競争入札心得第10条第1項第9号に該当することにより、当該談合に關係する入札参加者を失格とすることを決定するものとする。既に落札決定をしている場合は、当該落札決定を取り消すことを決定するものとする。
- 4 調査委員会は、入札執行から契約締結までの間に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させた後、落札者と契約を締結することを決定するものとする。
- 5 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断したときは、工事の進捗状況等を考慮して、契約の解除の可否を決定するものとする。
- 6 調査委員会は、契約締結後に事情聴取等の調査を実施した場合であって、第3条第1項の規定により談合情報等審査会の意見を聴いた結果、談合の事実があったと判断できないときは、辞退者を含む入札参加者全員から別記第4号様式による誓約書を提出させることを決定するものとする。
- 7 略

第8条～第13条 略

附 則 略

附 則 略

以下略